

「島田市附属機関等の会議の公開・会議録の公表」概要



会議の運営の公正を確保し、透明性を向上し、市政に対する市民の信頼を深め、市民との協働による市政の推進に寄与することを目的に、島田市が設置・運営する附属機関等については、原則として、**会議の傍聴**を認め、**会議の結果を島田市ホームページ等で公表**するものとする。

平成 26 年 10 月 15 日以降に開催する審議会等を対象とする。

公開の対象となる会議

法令・条例・規則・要綱等に基づく協議会・審議会・審査会その他の会議で、市民、学識経験者等に意見を求め、その内容を市政に反映させることを目的として島田市が設置しているもの。

注意事項

島田市情報公開条例第7条に定める**不開示情報**（個人に関する情報、事業活動情報、事務事業情報ほか）を扱う会議については、その会議の**全部又は一部を非公開とすることができる。**

会議の傍聴

協議会等について、希望者の傍聴を認め、そのために必要となる措置を講ずる。

会議開催の公表

《公表方法》 広報紙又は島田市ホームページへの掲載等により行う。

《公表時期》 会議の開催日の7日前までに公表する。

《公表事項》 ①会議の名称 ②開催日時 ③開催場所 ④議題
⑤会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別 ⑥会議の全部又は一部を非公開とする場合において、その理由 ⑦傍聴者の定員 ⑧傍聴手続き（会議予定時刻までに会議会場に入室、先着順） ⑨問い合わせ先 ⑩その他必要な事項

傍聴の方法

- ◎会場後方に傍聴席を用意する。
- ◎傍聴人に会議資料を配布する。又は閲覧に供する。
（個人情報等の記載のあるものを除く）
- ◎傍聴人に「傍聴者遵守事項」を周知する。



《注意事項》
公開の実施にあたっては、事前に協議会等の委員と協議すること。

ただし、次の場合は、会議の全部又は一部について傍聴を認めない

1. 法令、条例等の規定により、**会議が非公開**とされている場合
 2. **会議の議事が非公開情報を含む**場合（島田市情報公開条例第7条第1項各号に規定する**不開示情報**に該当するもの）
 3. 会議を公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められる場合
- ※3については、各審議会等において適宜判断すること。

会議録の公表

協議会等の会議の結果を簡潔にまとめ、協議会等の事務局や市ホームページへの掲載により公表する。

会議結果の内容

- ①会議の名称（開催年度及び開催回を含む）
- ②開催日時及び場所
- ③議題
- ④会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別
- ⑤会議の全部又は一部を非公開とする場合において、その理由
- ⑥傍聴人の数
- ⑦出席者の氏名等
- ⑧会議の結果
- ⑨資料等
- ⑩会議を所管する課の名称
- ⑪その他必要な事項



公表の方法

会議開催後、7日以内に協議会等の事務局や市ホームページへの掲載により公表する。

公表期間

会議開催日の属する年度の翌年度末までの間、行う。

傍聴人遵守事項

傍聴することができない者

- (1) 危険物を携帯している者又は携帯していると思われる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

傍聴人の守るべき事項

- (1) 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) やむを得ない理由がある場合を除き、会議の途中で入室又は退出をしないこと。
- (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (5) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (6) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (9) 携帯電話等の通信機器は、電源を切るか、又は音が出ないように設定すること。

写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に審議会等の長の許可を得た者は、この限りでない。（報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合）

会長の指示

協議会等の長は、傍聴者がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。